

悪質業者に要注意

安全・安心なくらしのために
悪質商法の被害にあわないためのポイント

「悪質業者は、う・そ・つ・き！」

- 【う】 うまい話を信用しない！
～うまい話、絶対にもうかる話には、必ず大きな落とし穴～
- 【そ】 そうだんする！
～ひとりで判断せず、家族・知人・相談機関に相談を～
- 【つ】 つられて返事をしない！すぐに契約しない！
～悪質業者は、言葉巧みにすぐ契約するように迫ってきます～
- 【き】 きっぱり！はつきり！断る！
～あいまいな返事をせず、キツパリ！ハツクリ！断る！～

〈警察本部生活経済課〉

悪質リフォーム業者に注意しましょう！



突然家に訪問し、無料点検をうたって顧客に近づき、その場で高額な工事の契約を結ばされ、トラブルになる事例が発生しています。

- ・いきなり訪問してきてすぐに契約を迫る業者には注意しましょう。
- ・複数の業者から見積をとりましょう。
- ・火災保険のことは損害保険会社か代理店にご自身でご連絡しましょう。

【動画作成】北海道 北海道警察 損害保険ジャパン株式会社



千歳警察署
恵庭駅前交番

TEL
0123 - 33 - 1710

いざいざい

自転車は免許がなくてもドライバー

令和8年4月1日から自転車にも交通反則通告制度が適用されました。

【交通反則通告制度とは】
「反則行為」をした16歳以上の運転者が取締りを受けると、青切符（反則行為となるべき事実の要旨等が記載された書面）が交付され、反則金の納付が通告されます。通告を受けた者が反則金を納付したときは、刑事手続へ移行せず、起訴されない（いわゆる「前科」もつかない）制度をいいます。

北海道において、令和6年中に発生した自転車乗車中の人身交通事故のうち、約6割に自転車側にも法令違反がありました。

自転車は幅広い世代で利用される手軽な乗り物ですが、自転車も車両の仲間です。

交通ルールやマナーを守らなければ大きな事故につながります。

信号や一時停止、歩行者優先などルールをしっかり守り、交通事故防止に努めましょう。

【自転車ポータルサイト】

自転車の交通ルールや新しい制度について、動画などで分かりやすくまとめたサイトです。

- ・自転車への交通反則通告制度（青切符）適用に関する動画
- ・自転車の基本的な交通ルールに関する動画



警察庁「自転車ポータルサイト」に移行します。

